

## 第 55 回琵琶湖レジャー利用適正化審議会【議事録】

■日時：令和 4 年 3 月 2 4 日（木）14 時～16 時

■場所：（一社）環びわ湖大学・地域コンソーシアム会議室

■出席委員：井手委員（会長）、岩嵯委員、植田委員、浦部委員、大口委員、和田委員、久保委員、田中委員、辻村委員、中川委員、善当委員、水谷委員、山本委員、吉田委員

【出席 14 名（うち、浦部委員および中川委員はオンライン）、欠席 1 名】

### ■会議次第

1. 開会・琵琶湖環境部長挨拶

2. 会長の選任について

委員の互選により、井手委員が会長に選任された。

3. 議事

（1）琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の進捗状況について

（2）航行規制水域の一部見直し要望について

### ■議事内容

（事務局） 議事（1）琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の進捗状況について説明。

（会長） ありがとうございます。いかがでしょうか。以上のご報告につきまして、何かご質問あるいはご意見等はございますでしょうか。

（委員） 外来魚関係のイベントですけれども、次年度、駆除釣り大会、びわこルールキッズ、あと、釣り上げ名人事業というのは、これまでどおりコロナ禍前のように次年度もやるという計画でよろしいでしょうか。

（会長） 事務局いかがでしょうか。

（事務局） コロナの感染状況が気になるころではありますが、こちらとしましては、例年並みといえますか、これまで同様にやっていきたいと考えております。

（委員） それから、日釣振との外来魚有効利用釣り大会というのも 2 年間中止でしたけれども、次年度はコロナ禍前のように行うという計画でしょうか。

(事務局) そうですね。こちらも先方とのご相談ということもありますが、当方としては実施する予定で考えております。

(委員) 分かりました。〇〇委員は何か聞かれていますか。

(委員) いいえ、まだ何も聞いていないです。

(委員) これから相談という感じですか。

(委員) そうなると思います。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。あと、もう一点聞かせていただいてもよろしいですか。

(会長) はいどうぞ。

(委員) 条例が何年か前に改定されましたが、次の条例改定のスケジュール等が決まっていれば教えていただけないでしょうか。

(会長) 事務局、お願いします。

(事務局) 現時点で条例を改正するという予定はございませんが、(条例改正などの) 予定がありましたら、審議会に対してご報告やご相談などをさせていただくことは考えているところでございます。

(委員) ありがとうございます。定期的に何年かに1回は改定しているわけではなかったのですか。

(事務局) 条例は、改正が必要となった際に改定しております。定期的に改正しているというものではありません。定期的に改正しているものといいますと、昨年審議会でご審議いただきました「琵琶湖レジャー利用適正化基本計画」については5年ごとに改正しています。

(委員) 計画は5年ごとに改正されておられる。

(事務局) はい、計画については定期的に改正しておりますが、条例は不定期といいますか、必要に応じて改正しています。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(会長) よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

(委員) 私からは2点ございます。一点は、ごみの件です。頂いている資料の2 - 1の13、14ページで、ごみのことが記載されておりますが、14ページにダイバーの湖底清掃活動ということを取り上げていただいています。

ちょうど私がテレビでニュースを見ておりましたら、そのニュースの内容がキャンパーのマナーの悪さというものでした。その一つの例として、琵琶湖の湖底に湖底遺跡があるように、湖底にごみがあったら、ごみもきれいに保存されて残っている。ごみもたくさんあるので、それをダイバーの方が回収されているというような内容でした。ごみが湖底に、湖底遺跡の葛籠尾崎遺跡のような感じで堆積しているというのは非常に環境的にはよろしくない状況だなというように思いました。その湖底のごみを、今後どのように取り除いていくのかということをお考えなのかということと、キャンパーによるごみの放置等のマナーの悪さについては地域の住民の方々からすごく聞いております。

キャンプに来て楽しんで、思い出だけを持って帰ってもらったらよろしいのですけれども、ごみを置いて帰ってくださるということで、そのごみは全て地域住民の人が回収されているという状況でありまして、キャンパーのマナー向上をもっと啓発するような手だてはないのでしょうか。

キャンパーのマナーの悪さにかかる事案として、もう一つ、たき火を原因とする火事について、先日、新聞報道がありました。内容としまして、キャンプファイヤーをして、そのおき火を芝生の所かどこかに埋めたり、おき火を放置して、それが芝生に燃え移って火事になってしまったというものでした。このような事態が起きると地元の人でも不安ですし、キャンプを楽しむ方は利用料が無料で来られて楽しんで、その後始末だけを地元が担わされるというのは非常に地元にとって不利益なことではないかと思えます。このごみ問題とキャンパーのマナーの向上の啓発ということは重点的に取り組んでいく必要があるのではないかと思います。これが、第1点目です。

それと、もう一点は、資料2 - 4にあります琵琶湖におけるプレジャーボートの主な利用状況に関する野洲市吉川周辺のことです。これは1月に八ヶ崎神事という兵主大社の神事がありまして、官司が湖面に漬かって神様を洗うという、よみがえってもらおうという神事ですが、このときにプレジャーボートは一隻もおりませんでした。航行の規制をしていただいていることと、航行禁止である旨の幟旗も私は目視させていただきました。それが効いているなど思いました。プレジャーボートがいなかったことで、神事が静粛に行えて大変ありがたかったです。以上の2点です。

(会長) ありがとうございます。委員、1点目のごみの問題につきましては重要であるというご指摘だと思いますが、これは一部、今後県として湖底ごみの問題、それから、キャンパーのごみの放置であるとか、たき火の不始末等のマナー違反について、どうされるつもりかというご質問にはなりますか。

(委員) そうですね。質問です。重点的にそれを改善するような方策を持っておられるのかということです。

(会長) 分かりました。それから、2点目の野洲市吉川につきましては、航行規制がかかっている、きちんと神事ができた。大変結構なことだというご意見でよろしいですか。

(委員) はい、そうです。

(会長) 分かりました。そうしましたら、1点目のごみ等の問題につきまして、県として今後どうしていくのか、事務局からお答えいただけますか。

(事務局) 湖底ごみにつきましては、資料2-1の14ページに出ておりますように、これは漁港が中心となりますが、ルアーであったりとか、釣り糸であったりとか、そういった物を中心にかなりの量のごみがあるということで、毎年5カ所程度で取り組んでいただいているところでございます。こういった活動を今後も引き続き、関係団体等が連携しながら取り組んでいただけるようお願いをしたいと考えているところでございます。

全体の湖底の清掃等に関しては、たちまち当方で申し上げられることはありませんが、そういった関係者との連携等を通じて取組を進めているということと併せまして、キャンパーのマナーの向上についてもご指摘を頂きましたけれども、レジャー利用者のマナー向上というのは非常に重要であると考えております。現状、マナー向上に向け、様々な啓発活動等をしておりますので、今後も引き続き、そういった活動を進めてまいりたいと考えております。

(会長) では、事務局、お願いします。

(事務局) 少し補足ですけれども、湖底ごみの件については、個別の地域、個別の水域での取り組みをお願いするか、一緒にやっていくということしかないので、例えば赤野井湾では、守山市で先日、シンポジウムがあり、地域の皆さん、守山市の赤野井湾の再生プロジェクト等の皆さんと連携しながら、年に1回、湖底ごみを除去する取り組みというものを、赤野井湾の一部のエリアではありますが、されているということで、それに県も協力しながら進めているという事例があります。

それと併せて、そもそも琵琶湖にごみを流れ込ませないということで、昨今ではプラスチックごみであるとか、あるいは、従来から行っている散在性ごみの対応等を通じて、今後、琵琶湖にごみを流さないという取組をさらに強化しながら、県としても指針などを作成いたしましたので、改めて皆さんの協力の下で進めてまいりたいと考えているところでございます。

(会長) ありがとうございます。赤野井湾の件は、プラスチックごみを含めた、ごみ調査の一環でまずやられた後、継続して取り組まれているというものでしょうか。

(事務局) どちらかというと、赤野井湾の湖底ごみの調査を2年前に県が行いましたが、むしろ、ごみのクリーン作戦をされていることと併せて県も調査をしたということでありますので、ごみの清掃活動というのが、赤野井湾の湖底ごみを取り除こうという取組が既にされていたというものです。

(会長) 元々漁協さん等が中心でやられていたところに県もやられるようになったということですか。

(事務局) はい。それが広がって、協働の下で今は引き続きやられているということでございます。

(会長) ありがとうございます。なかなか難しいですけども。

(委員) ご説明いただいてありがとうございます。啓発等をこれからも続けていかれるということでございますが、このごみの問題だけはやはり早急に具体的に手を打っていかないと湖面がますます状態が悪くなるだけですし、ごみの問題を放置していくと、次第に人の心も枯れていきますので、今までのことだけではなくて、それにプラスアルファ、未来に向けて良い琵琶湖を残すということであれば、少し範囲は違いますよと言われるかもしれませんが、ごみのことはどこの部署でもきちんとごみのことをやっているというような、そういう措置を取っていただきたいなと思っております。これは私からのお願いです。

(会長) よろしく願いいたします。特にプラスチックごみについては、今後ますます、色々な規制が入ってくると思いますので、そういった発生源もそうですけれども、実際、湖底にたまっている分もあると思いますので、その辺りも順次進めていっていただければというように思っております。他にはいかがでしょうか。

(委員) いいですか。

(会長) はい、委員、よろしくお願いします。

(委員) ほぼほぼ意見でございまして、ご回答は不要ですし、最後に一点だけ質問させていただきます。

まず資料2 - 3のことで、この絵の図で、ちょうど平成14年頃に、実は私は、この彦根市の新海浜という所に住んでおりました。緑の丸があるように、当時、2ストだらけで大変騒音にも悩まされましたし、松林を破壊して侵入する者がいるということで何度も県庁の方に当時、一市民としてお願いに伺ったことがあります。

当時の担当の方も覚えておりますが、ちょっと強い県会議員の意見に忖度されて、我々の意見を聞いていただけなかったという思い出がありました。その後、現在に至るまで、皆さんのご協力の下、このように、コロナ禍ということもあってですが、減ったというのはこれを見て、20年の年月で改善されたのだと、4ストも徹底されていますし、よかったなと思います。

ちなみに、この新海浜の南の栗見新田という所もひどくて、私はそこに水質調査のためにバケツを持って水を汲みに行ったのです。トルエンとかを調べるために。その際にはプレジャーボート利用者に囲まれて大変な思いをしたという経験もございます。

何を申し上げたいかと言いますと、現状、彦根の松原ではスロープの進入口を閉じていただいております。私は小型船舶1級の免許も持っておりまして、実は釣りもするのですが、このスロープを利用していただけです、ビワマス釣り等で。ところが、それを自分達、あるいは、バス釣りをする友達を説得してでも、やはりスロープは閉鎖していただきたいと思っております。

それ以上に、この松原の付近の市民の皆さんからも水上バイクに対する苦情が非常に多くございまして、そういった面から、これがもし2年間閉めていたものを、また再開するとすると、とんでもない苦情が来るのだらうなということですので、釣り人に我慢していただいても、ここのスロープは閉じていただけないかという意見を持っております。

今、冒頭に申し上げましたけれども、兵庫県の明石市長が(水上オートバイの危険航行に関して)殺人未遂で告訴するというようなことがあり、この件に関しては本人も出頭はしているようですが、その他にも猪苗代湖では大変痛ましいパワーボートの事故がございました。そういったことを含めまして、やはり取締というのは、より一層厳しくしていただかなければいけない。新海浜のときでも、本当に子供がちょっと潜って顔を出したすぐ横を水上バイクが通る、殺人というか、事故寸前、重過失致死寸前の事案も目撃しております。事故が起きてからでは遅いので、すぐに条例改正等ができないということであれば、運用の方でしっかりと取締をしていただきたいと思っております。

これは私の個人的な希望で、この閉じられた水域の中で、4ストに変わったとはいえ、やはり十分に、特に水中に一定排気ガスが漏れるような所というのは、未燃焼ガソリンも完全

にはなくなっていないと思うのです。

彦根の薩摩より少し北の辺りに取水口がございまして、その周りを航行されている、水上バイクでグルグル回っているということもございまして。水を飲む場所において、そもそも基準値云々以前に、そういった揮発油を含む物が流されている実態があるというのは、琵琶湖の自由利用、自由に使えるということはあるにしてもやはり問題があるのではないかなと思いますので、規制の方はしていただきたい。

私の本望としまして、松原スロープは閉鎖していただきたいし、やはり多くの県外からのスロープを利用される方に一定マナー違反が多いのではないかなと思いますので、どうしても利用していただきたいということでしたら、350メートルのルールはもちろんですけども、あくまでマリナーを利用していただいて、私としてはステッカーでは甘いと思っています。ビブスぐらいは付けていただいて、どこのマリナーから出たというのが分かる、それで一定の違反が見受けられた所は、そのマリナーも含めて指導する。時には、その利用も禁止するといったような、厳しい指導の方に持っていかないといけないと思います。

350メートルルールで、どの程度の監視をされているかというのは見ていないのですが、私を知る限りでは、例えば、このコロナ前の松原でしたら全然守られておりません。黄色のブイの内側をガンガン入ってきているんですね、皆さん。

当然、松原スロープに名古屋ナンバーを始めとした県外からの方が多かったので、果たしてステッカーが付いていたかどうかとも疑問ですけども、非常にルールが守られていないという現状がございまして、どうしても利用するというのであれば、規則をしっかりと守っていただく、あるいは、マリナーからの利用に徹底していただく方向で進んでいくのが理想ではないかなと思います。以上、意見ですので、別にご回答等は頂かなくて結構です。

一点だけ質問です。今、まさに問題となっている、この近江舞子ですけども、これはスロープで県外から松原なりに入ってきているのか、あるいは、マリナーからこのように大量に出航させているのか、そこだけをお聞かせいただければと思います。

(会長) そうでしたら、ご質問の方から。近江舞子の状況についてお願いします。

(事務局) 色々と貴重なご意見を頂きまして、ありがとうございます。また、松原スロープの車両乗り入れ口の閉鎖につきましては、現在、彦根市さんにご相談させてもらっているところですので、今日のご意見を踏まえまして、検討していきたいと考えております。

それから、ご質問を頂きました近江舞子の関係ですけども、その付近につきましては、複数のマリナー事業者があり、プレジャーボートはほぼほぼマリナー事業者から揚降しています。以前は、一部公道の隙間から無理やり揚降しているというような事案もあったのですが、その辺りは土木事務所の方で物理的に封鎖をするなどの措置を順次取っていただきまして、今はほとんどそういった所から揚降するということはないのかなと考えています。

ただ、やはりマリナー事業者でも、きちんとルールを利用者に説明をして指導をしていた

だいている事業者と、そうではない事業者というのも正直ございます。その辺りは、私どもも監視活動の中で指導等はしているところですが、そういった行き届いていないところがあるという現状がございます。以上です。

(会長) よろしいでしょうか。

(委員) 少しだけお願いします。この皆さん、担当されている方、本当にご苦労されていると思います。当然、正直言うと、どう言ったらよろしいのですか、色々な方々もいらっしやいますので、なかなか注意しにくいということもあります。

私も新海浜で、当時、特段資格のようなものはなかったのですが、そこで監視をしていた時に何度も怖い思いをしました。そういったところで、皆さんも随分ご苦労いただいているとは思いますが、事故があつてからでは遅いですので、やはり厳しくマリーナの方にも指導していただけるような、運用でできるのであれば、当然はつきりとどこのマリーナから出たかが分かるようなビブス、それが格好悪いということであれば、もう琵琶湖でやらないで下さいというぐらいのことをして、一定の350メートル以内、これは結構、400メートル沖に出てやっていたら、そんなにもうるさくないのです。遠目には神経質な方が聞かれるのですけれども、やはり近くでやられているというのが非常に住民の方には迷惑ですので、一定禁止区域を広げていただくとか、見せびらかしたいという一部のマナーの悪い利用者もいらっしやるので、なかなか難しいと思いますけれども、マリーナが口頭で言ったとしても、あまり効果はないと思いますし、実際のところは、あまり言ってないように思います。何らかの罰則を伴って、しっかりと対策していただかないと、事故が起こってからでは遅いので、できるだけ未然に防いでいただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

(会長) 委員、ありがとうございました。新海浜ですので、このレジャー利用適正化条例の中で2サイクルエンジンが禁止になった原動力になられたところですね。

他に何かございますでしょうか。それでは、委員、お願いします。

(委員) 委員に教えていただきたいのですが、釣り人にも発信していただきたいということを今聞きました。松原スロープで危険行為が非常に多いというのは、今、お話を聞いて分かったのですが、結構釣り人のバスポートでもそういった事案があるということですか。

(委員) 釣り人でぜひ出たいという方が多かったので、私としては釣り人が我慢してでも、やはり松原は閉鎖せざるを得ないという状況にあるというのが申し上げたかったのです。私自身も釣りをしておりましたし、当然、例えばバスポートでも250馬力ほどの高出力エンジンを積んでいるものが行き来すれば猪苗代湖と同じになってしまいますので、ルール

は守って、沖に出るまでは徐行していただくというのは当然必要ですけれども、例えば、私は免許を持っているのですけれども、2馬力艇でやっていましたので、そもそも徐行なんですけれども、そういった物だと安全には行けるとは思うのですが、やはり松原スロープ付近はそんなに深くはないので、すごいパワーボートを止めたりであるとか、そういう乗り入れをしたりはしないのですが、もしすごいパワーボート等があると、やはり、また、これは水上バイクと同じ問題なので。ただ、釣り人の方と思われますが、一定開けろという苦情も来ているということは聞いています。

私がこの辺りでスロープを利用しているときには圧倒的に県外の方が多かったので、水上バイクに関しては、だから地元の例えばビワマスの許可の旗を持った方々が、揚降しようとされていた方がここから揚降できなくて、有料の長浜にしか行けないとかいうような苦情は頂いていたのですが、そういう方に利用していただきたいなと思いつつも、やはり水上バイクの苦情がどうしても圧倒的に多いので我慢を頂いているというのが現状だということでございます。

(会長) 委員、よろしいですか。

(委員) はい、分かりました。ありがとうございました。

(会長) また釣り人の方でも啓発の方をよろしく願いいたします。

(委員) はい。

(会長) 他にはいかがでしょうか。私の方から一点だけ。白鬚神社の件ですね。前回のこの審議会では、非常にその点が大きな問題になりまして、私の理解では、一定、白鬚神社のケースを想定した上で計画改定をして、特にローカルルール適用について柔軟にできるようにというように改定したということだったと思います。しかし、先ほどご説明がありましたように、なかなか騒音という縛りではいわゆる航行規制がかけにくいということですね。その辺り、改めて航行規制の対象が、今、騒音と水鳥とか水産とか、その辺りに限定されていて、委員がおっしゃっていた神事であるとか、宗教、文化施設等に関しては、今のルールでは規制がかけられないですね。その辺りは、今後、今の規制項目だけの中でやっていけるかどうかということは議論していく必要があるのではないかなというように感じました。

(委員) 今の白鬚神社の件ですけれども、これは既にある、この利用環境確保という方法で航行規制というのはかけられないのですかね。

(会長) 利用環境の確保ですか。一番最後にある項目ですね。

(委員) 最後の4番の項目。条例だと、5ページにあるものです、一番下になります。

(事務局) 航行規制水域には4つの類型がございまして、4つ目の利用調整水域ですけれども、これは、多様なレジャー活動に利用される水域のうち、プレジャーボートの航行が他のレジャー利用者に著しく迷惑を及ぼすことを防止するものという条項でございまして、白鬚神社で問題となっているのは、鳥居をくぐる等の神聖な地での不敬行為でありまして、少し条例で規制を行う趣旨とは違ってくる部分があるので、この条項で規制するのは難しいかなという現状でございまして。

(委員) 駄目ですか。地上でレジャーとして神社に来られている人というところですけども、当てはめることはできないのですか。

(事務局) その地上のお客さんをどこまでレジャー客と捉えるかによると思うのですが、神社に来られている方をレジャー客に入れるのか、その辺りについては検討を行っていきたいと思います。

(委員) あと、草津の湖岸なども、我々は時々お願いしていますけれども、前をボートが通り過ぎるので危ないと。我々も釣り大会をやっていて、レジャー利用者だと思いますが、そういうことはお願いできないということですか。

(事務局) どれぐらいの影響を及ぼしているのかという問題もあります。この場で、できる、できないについて申し上げることはできません。

(委員) 最近、草津の公園付近はテントでいっぱい、大変レジャー利用者が多い状況だと思うのですが、なかなか考えていただけないのが残念で、今回は営利企業が関わると開業予定に当然のように改定されるみたいな計画を渡されて、通せみたいな感じなので、この白鬚神社でダラダラやっているのと、この温度差は何なんですかね。

(会長) すいません。2つ目の議題について、その件につきましては次の議題のところでご議論いただけますでしょうか。ただ、事務局が言われるように、他のレジャー利用客に著しく迷惑をかけるというのは、何をもち著しいとするのかとか、適用が難しいというのは一定あると思います。そういったことも含めて現在のこの4つの類型で十分なのかというのは、この場で当然議論していくべきではないかというように思っております。

(委員) 神事を行うので航行を抑制するというのをぜひ、会長が言っていたことをぜひ議題に乗せていただきたいと思います。

(会長) はい。議事録の方に、よろしくお願ひいたします。まだご質問、ご意見等はあるとは思いますが、時間の関係もございまして、2つ目の議題に移らせていただきまして、その中で、また併せてご質問等を受けたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(会長) 次第の議事(2)に移ります。「航行規制水域の一部見直し要望について」でございます。こちらにつきまして、まず事務局の方からご説明をお願ひいたします。

(高島市、事務局) 議事(2) 航行規制水域の一部見直し要望について説明。

(会長) ありがとうございます。皆様のご意見を伺う前に、これは事前の打ち合わせでも確認しておいた件ですけれども、2～3年ぐらい前に、航行規制水域の変更ということで烏丸半島付近の航行規制水域を沖の方に、消波堤まで拡張したことがあったと思ひます。確かあの時は関係者間の調整が終わったということで審議会に議題として出され、その場でシャンシャンで認められたと思うのですが、今回、スケジュールを見させていただくと、かなり丹念に調査をやったり、関係者から事情を聴取したりして、時間をかけて審議していくようになっています。これはケースが違うからなのか、その辺りが違う理由を改めて説明していただけますか。

(事務局) 今回の高島市の件につきましては、規制の根拠が騒音防止でございまして、それに当たっては、事前にその騒音がどの程度のものなのかといったことを調査することが必要となります。その上で、この区域変更の妥当性を判断するということとなります。

前回の赤野井湾、烏丸半島付近の案件につきましては、規制の根拠が養殖場における水産動物の生育環境の保全ということで、以前から、真珠の養殖をするに当たってプレジャーボートによる曳き波の問題がかなりあったということがございまして、その区域の変更の根拠が非常に明確であったということで、一定、前回は、省略ということではないのですが、手続きを簡略化したのかなと考えています。

今回は、いくつかの条件での騒音の調査等が必要かと考えられますので、少し粗々ですが、スケジュールを掲げさせていただき、適宜、審議会のご意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

(会長) ありがとうございます。以上のようなご説明、保養施設の建設、航行規制水域の拡大のご要望、それから、スケジュール、こういったことも踏まえて、本日の時点で皆さんから何かご意見があれば頂いておきたいと思ひますがいかがでしょうか。そうしましたら、

委員、お願いいたします。

(委員) 高島市の方に質問です。別紙で、地図が描かれています。まだ具体的なことは決まっていないとは思いますが、今回の航行規制水域の拡大要望の概要は今、理解をしました。この付近は岸釣りをされる方が川の河口周辺なので割に多くおられると思いますが、施設の建築概要であったり、トラブルを未然に防ぐための方策であったり等について、分かり次第になるとは思いますが、何か別の資料を頂けたりするものなのでしょうか。

(高島市) 岸から釣りをされる方とこのホテルとの関係の部分ということでしょうか。

(委員) そうです。岸からの距離間であったり、柵があるのかないのかであったりとか、車で乗り入れることはないと思うのですが、何か予想されることが分かるならば、大まかな資料のようなものを頂ければ、こちらも発信していける部分があるかなと思ったのですけれども。

(高島市) この建設予定地と書かれています地域につきましては、今、この西側というか、南側にございます鴨川という川ですけれども、そちらも管理用通路になっていまして、それは道路から立ち入り禁止という現状になっています。

このホテルの予定地の東側というか、北側は県の自然公園になっておりますので、そこについては駐車場も整備されており、誰でも入っていただけるということになりますので、ホテルの前につきましても、琵琶湖の場合、プライベートビーチではないので、一般の方が釣りをされるのは大丈夫だろうということ考えております。

(会長) 委員、よろしいでしょうか。

(委員) はい、ありがとうございます。

(会長) そうしましたら、その敷地的には、これでいうと鴨川の左岸になるのですか、こちらの管理用道路であるとか、あるいは、琵琶湖岸については完全に自由使用の状態のままという理解でよろしいですね。

(高島市) そうですね。鴨川沿いの管理用通路は、滋賀県の方で嚴重に閉鎖されていて、通れなくなっていますし、反対側の自然公園の方(北側)は逆に自由に入れる状態になっています。

(会長) 北側は入れるということは、その南の施設に付属する湖岸は立ち入りできないと

ということですか。

(高島市) 琵琶湖ですので、その砂浜を立ち入り禁止ということにはできないと聞いております。

(会長) そういうことですね。自由使用ですね。

(高島市) そちらについては入ってはいただけます。

(会長) 他にいかがでしょうか。

(委員) 少しよろしいですか。

(会長) 委員、どうぞ。

(委員) これも意見ですので回答等は結構ですが、彦根市の、この航行規制水域図の10と11の間が航行規制水域から外れています。ここには、以前、〇〇〇〇がございまして、現在は□□□□が建っております。実は□□□□は現在閉鎖していますが、もう売却先が決まりまして、新しいオーナーの下で、実はこの高島市さんより早く、令和5年中に再オープン予定ということになっております。

高島市さんと同じように高級なホテルが建つので、当然、来年以降にはなると思いますが、同じような要望をさせていただくことになるかもしれないということを申し添えさせていただきます。

ここには、ミシガン州立大学の日本センターや学校もありますし、「△△△△」さんがその南にありますが、一帯として、そういう静かな環境を求められるということも可能性としてありますので、今、準備ができていないのですが、また新しいオーナーと相談して、そういうことをご要望させていただくかもしれないということを申し添えたいと思います。

(会長) ありがとうございます。ご意見として申し述べられたということで。

(委員) はい。

(会長) 他にはいかがでしょうか。リモート参加の委員もよろしいでしょうか。

(リモート参加委員、「特になし。」)

そうしましたら、その前の議題の基本計画の進捗状況を含めてでも結構です、何か、ご意見あるいはご質問等があればお受けしたいと思います、いかがでしょうか。

(会長) では、委員、どうぞ。

(委員) 確認です。「航行規制水域の変更に係る今後のスケジュールの概要について」、資料3-2で説明された件ですけれども、これは、今日の審議会を出していただいたので、このスケジュールで、そういう案が出たら審議会の方でまた審議をして、スケジュールどおりに行くんだよという説明をいただいたという理解でよろしいですか。

(会長) はい。私の理解では、この航行規制水域の変更というのが、この審議会に諮問が来て、この審議会で決定したことを答申するという手続きを踏まなければいけないというように思っています。ですから、極端な話、認めるか認めないかは、この審議会での議論次第ということになると思います。

(委員) 今回は、こんなのがありますよと紹介してくださった程度に思っておいたらいいですね。

(会長) そうです。先ほど申されましたように、特に今回の場合は騒音を理由にする規制ですので、その辺りの調査もきちんとやった上で、そして、調査結果も踏まえて、また改めで、この審議会場で航行規制水域の変更が妥当であるかということ審議していただくという理解でよろしいですね。

(委員) では、そういうお話を伺ったという程度ですね。

(会長) 今日はお話を伺いましたということですから。

(委員) 今日はね。

(会長) そうなのですが、それを踏まえた上で、先々、こういったことも考えなければいけないのではないかと。そういった意味でのご意見とか、ご質問というのは、当然、今日の間でも出していただいて結構です。

(委員) はい、分かりました。

(会長) よろしいでしょうか。

(委員) はい。そういうことでしたら、意見を言わせていただきます。

(会長) はい、どうぞ。

(委員) 高島市に〇〇〇〇がリゾートホテルを新築される。これは非常に良いことだと思います。米原市に続いて琵琶湖で2箇所目ですよね。地域を活性化ができて、多くの方に来ていただくのは非常に良いことだと思います。ですから、その上で航行規制水域をどうするかということも経済、安全、景観等色々な面から併せて一番良い方向で、我々も審議をしていかなければいけないなと思いました。開業が楽しみです。

以上です。

(会長) 他にはいかがでしょうか。

(委員) これは全般的な意見ですが、航行規制の関係です。近江大橋から下流の方で新しい航路と旧の航路とがあるのですが、新航路の方について、以前にも発言しましたが、釣り人が、その航路内で釣りをやっているということが見受けられます。おそらく、そういう規制を知らないのかも知れませんが、道路の場合ですと、標識なり、色々な物があるのですが、この航路内はどうしてもそういう標識のようなものが少ないですね。

航行規制水域であればブイのようなものがあるのですが、(釣り禁止であることを示す)標識のようなものを設置してもらえないかということ、それから、このような審議会に出させてもらって私も発言した中で、JRの橋桁に表示がしてあるのですが、その表記がかなり薄くなって前から見えないというような状況があって、意見を出していたところ、ちょうど本年、警察の方で張替をさせていただきまして、非常にありがたく思っております。やはり言うべき時に意見を言うっておかなければいけないなと感じております。

それともう一点、先ほど出ていましたごみの関係ですが、やはりコロナ禍の影響が非常に多くのごみが瀬田川に流れてきます。一つや二つではありません。大きな袋の中に大量に入れられ、そのまま放置されてしまい、やがてそれが何かのはずみで琵琶湖に流入してきているというのが現状です。以前にも、キャンプ地のようなレジャー施設に、ごみを捨てる場所をつくっていただけないかということもあったのですが、なかなかそういうことができずに、来られた人は、ごみを捨てる場所がない。持って帰らなければいけない。それは嫌だということで、川に、湖に、琵琶湖に捨ててしまうというような状況が多々あります。そういうことをもう少し善処していただけないかと。関係者の方に働き掛けをしていただくなどして。

それから、マイクロプラスチックの実態調査についてです。これは琵琶湖のあちらこちらでやられているようですが、一般にあまり公表されていないのですね。どれだけマイクロプラスチックが水の中に入っているかということが。その辺りを何らかの形で公表していただけるようお願いしたいなと感じております。

(会長) ありがとうございます。基本的に、3点のご要望だと受け取らせていただきました。吉田さん、ずっと言い続けられれば、たまに行政がぼんと返してきますので、言い続けることが大事だと思います。

1点目の航路、近江大橋より南側の航路の表示については、JRの橋桁の方は見直していただいたそうですけれども、引き続き、それ以外もきちんと分かりやすい表示を付けていただけないかということで、またこれについてご検討いただければと思います。

それから2点目は、湖岸の公園付近のごみ箱の設置ですね。これもかねてからご要望があるところですが、またご検討いただければと思います。基本的に、ごみ箱は設置しないのですよね。そういうことも分かっています、片や、確かにごみ箱がないが故に散乱ごみが増えているというご指摘もございますので、またご検討いただければと思います。

ちなみに、コロナの関係で昨年度、今年度は湖岸公園を閉めていた時期がありましたよね。あれはどうだったのでしょうか。湖岸付近の散在ごみの量は変わらなかったのですか。結構あれで県外から来られる方も減ったかなとは思っていたのですが、あまりごみ関係では何も聞かれていませんか、コロナの影響は。

(事務局) おっしゃるように、昨年はコロナの影響により当部で管理している自然公園、それから、土木交通部で管理している都市公園、いずれも駐車場を一定期間閉鎖させていただきました。そうすると、当然、来られる人は減っていると思うのですが、その結果、ごみの量が増えた、あるいは減った、その辺りについては具体的には聞いておりませんので、また確認しておきます。

(会長) よろしくお願ひします。それから、最後、マイクロプラスチック関係の調査の結果が公開されていないのではないかという質問がありましたがいかがでしょうか。

(事務局) こちらについては公開しております。そんなに数は多くないのですが、「琵琶湖マイクロプラスチック調査」で検索していただきますと、県の公表した結果が出てまいります。当時もプレスリリースをしておりますが、毎年、やっているわけではありませんが、令和2年度の調査で、そんなに調査地点は多くありませんが、琵琶湖と県内の河川においての調査結果を示しておりますので、それをご確認いただければと思います。

(会長) 公表はしている筈です。

(委員) わかりました。

(会長) 1立方メートル当たり8個とか9個とかいう数字がありませんでしたか。はっき

り記憶にありませんが。

(事務局) 数個のレベルです。

(会長) 数個のレベルですね。ですから、県が記者発表等をする限りでは、数のほうよりも心配するほどの量ではないという方が優先して出ていますので、意外と、南湖での実際の測定値については、あまり確かにニュース的には出てきていないかもしれません。ただ、ネット上では出ております。

他にはいかがでしょうか。

(委員) せっかくの機会ですので、一点だけお願いします。今は改善されているかもしれないですが、私が以前、夜釣りをしていたときには、草津方面等でロケット花火を琵琶湖に向けてガンガン打つ者がいました。

あれは、先ほどのプラスチックの話ではないですけども、絶対に回収していないのではないですか、その場で打ち上げるので。ロケット花火を琵琶湖に向けて打つのです。それで、(行為者と) 言い争いになったこともあります。

そこでお願いですが、ロケット花火を琵琶湖の近隣のコンビニに販売させない、もし販売するなら、コンビニに回収義務を設けていただきたいと思います。絶対琵琶湖に向けてプラスチックを打ちっ放したままになりますので。以上です。

(会長) これは何とも言えないです。一応、県に対するご要望かもしれませんが、まずは彦根市の方でされてはいかがでしょうか。

(委員) いいですか、やらせていただいて。

(会長) ぜひ、そういうこともお願いいたします。他にはいかがでしょうか。

(委員) 先ほどの続きですが、この件だけでシャンシャンとやっても仕方がないので、一般からも意見を集めるなどして、もっとこの航行規制水域について、きちんとスケジュールを立てて考えていった方がいいのではないかと思います。会長が言われたように、今までの航行規制の根拠である4つに当てはまらないような項目を新たに加えるということも含めて、もう少し、3年、4年でこれをやるのなら、同じようにスケジュールを立てて、きちんとスケジュール感を持って話を進めていった方がいいのではないかと思います。

(会長) ありがとうございます。ただ、こちらは条例の改定になりますので、先ほども少しありましたように、不定期に、必要があるということを見直ししていくということに

なりますので、感覚的には白鬚神社さんとか、その辺りの関係者の方から強い要望を挙げていただきたいなというように思いますが、いかがでしょうか。

私も、個人的には航行規制水域のカテゴリーについて見直しあるいは追加した方がいいのではないかなという意見を持っています。委員も他の委員の中にも同じようなご意見があるかもしれませんが、これは、この審議会でも引き続き議題としていってよろしいでしょうか。

(事務局) ありがとうございます。色々な考え方があると思いますが、今、会長もおっしゃったように、個別の課題を基に、その条例の改正が必要であるということであれば、その条例のどの部分を直していくのか、あるいは、追加するというものもあるかもしれませんが、そういう課題に少し整理をした上で、この審議会でも審議をしていただくということになるかと思えます。

例えば白鬚神社の件で言いますと、現行条例の中では、今の例えば、騒音ということではなかなか少し難しいのと、神事、神聖な場所であるということでもいくというの、今の条例の条項では読みにくいということがあります。そうであれば、具体的にどうするのかということの中で、ローカルルールで、例えば、先ほど北比良などでもありましたが、一定入れないようになるとか、極端な話、その鳥居の周りにネットを張るとか、ロープを張るとか、色々な地域で合意ができれば、そういうルールをつくるということもあるのかなと。

さまざまな検討の中で、やはりこれは条例の改正あるいは追加のようなものが必要であるということが一定、今、会長がおっしゃったように、地域の中でそういう声が出てくるということであれば、事務局の方で整理をさせていただいて審議をするということになるかと思えます。

私権を制限するというのは、実は非常に両刃の剣ということもございまして、なかなか慎重にといいますか、厳正にしっかりと審議を皆さんと共にしていく必要があるというように思っております。

(会長) ありがとうございます。審議会としては、引き続き計画の進捗状況等の中では当然審議していきますけれども、やはり、その該当地域の方から問題を挙げていただくということが一つ前提となるかなというふうには思っております。なかなか白鬚神社さん等も、航行を規制しても、あの大鳥居の向こう側に黄色いブイが並んでいるのもいかがなものかということもございまして、まして、ネットですか。地域の方々がどう考えられるかというのがまず前提としてあるかなというふうには思っております。すいません。そういう形にさせていただきたいと思えます。

他にはいかがでしょうか。リモート参加の方、何か、ご質問等はよろしいでしょうか。

(委員) 少しお話をさせていただきたいなと思います。今回、初めて参加させていただくに当たって、少し痕跡を残したいなというか、リモートだったので、皆さんに少し僕の意見というかをお話しさせていただきたいなと思います。

(会長) それでは委員、お願いします。

(委員) 私は、実は漁業をやりながら、片や、レジャーという世界で生業で琵琶湖に携わっていますが、民間の事業者さんも含めて、琵琶湖には色々ルールがある中で、もちろん利用する人間が、皆さんがやはりルールを守るべきだというようには、例外なく私もそのように思っておる次第ですけれども、色々な条件がある中で、民間も願わくは、こういうことがしたい、こういうことを考えたい、その目的は純粋で、もっと琵琶湖をたくさんの人に知ってほしいとか、色々な思いがある中で、それでも、限られた条件の中でこうして運用していたりする部分はあると思います。

漁業者もしかりですけれども、レジャーを運営する事業者さんも皆しかりだと思うので、このような審議会で色々なことを決めていく中で、ある程度偏ったような話ではなくて、やはり何か、幅広い視点から、ある一定の、もちろんルールを設けた上にはなりますが、本当に厳正な審査をした上で色々なことが決められて、より琵琶湖をたくさんの人に知ってただけで、より良い活用になっていけたらなというようには思っております。以上です。

(会長) ありがとうございます。この審議会としての進め方に対するご意見というように受け取らせていただきました。ありがとうございました。

(会長) よろしいでしょうか。ちょうど予定の時間になりましたので、本日の議論といたしましては以上とさせていただきます。

先ほど、ご説明がありましたように、特に航行水域の規制の見直しにつきましては次回以降の継続審議となりますので、また皆様の方でご議論の方をお願いするようになると思います。よろしくお願ひいたします。

本日、次第として用意されておりました議題は以上ですね。そうしましたら、進行の方を事務局にお返しいたします。

(事務局) ありがとうございます。委員の皆様、大変長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございます。それから、会長、議事の進行等、ありがとうございます。

そうしましたら、これをもちまして第55回の琵琶湖レジャー利用適正化審議회를終了させていただきます。本日頂いた貴重なご意見を基に今後も取組を進めてまいりたいと考えておりますので、皆様どうぞよろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。